

再エネ特措法における 2026 年度調達価格適用に関するお知らせ

平素は当社事業に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、2026 年度の調達価格の適用にあたりましては、資源エネルギー庁が定める次の認定申請期限までに接続の同意を証する書類を添えて事業計画認定を申請し、今年度中に事業計画認定を取得する必要があります。

＜資源エネルギー庁が定める認定申請期限＞

- ① 太陽光（10kW 未満）の新規・変更認定申請期限日：2027 年 1 月 5 日（火）
- ② 太陽光（10kW 以上）、風力、水力、地熱の新規・変更認定申請期限日：2026 年 12 月 11 日（金）
- ③ バイオマスの新規・変更認定申請期限日：2026 年 11 月 27 日（金）

注 1）電子申請が原則です。G ビズ ID の発行等の手続に時間を要しますので、上記期限日に関わらず、お早めに申請ください。

注 2）50kW 未満太陽光以外の認定申請の場合、申請確認と認定通知書返送のため、原則期限日までに、電子申請画面から出力した申請書及び返信用封筒を、「発電設備の設置場所」を管轄する各地方経済産業局の認定担当部署へ郵送してください。

注 3）既存の FIT 認定を FIP 認定へ移行する申請（いわゆる FIP 移行認定申請）については、この期限日によらず申請可能です。

※詳細は資源エネルギー庁ホームページをご確認ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20260401_nendokigen.pdf

✓ 低圧で連系する場合

- ① 太陽光（10kW 未満）：**2026 年 11 月 25 日（水）まで**
- ② 太陽光（10kW 以上）、風力、水力、地熱
：**2026 年 10 月 28 日（水）まで**
- ③ バイオマス：**2026 年 10 月 14 日（水）まで**

低圧（50 k W 未満）における、申込みから接続契約締結までの標準処理期間は 1 ヶ月ですが、標準処理期間内に年末年始を挟むことから、遅くとも上記期日までには当社へ申込みを実施いただきますようお願いいたします。なお、上記申込期日以前に申込みいただいた場合であっても、接続契約締結を希望されるお客さまからの申込みの集中や連系制約等の理由によ

り資源エネルギー庁が定める接続の同意を証する書類の提出期限までに接続契約を締結できない場合がありますので、できるだけ早期に申込みいただきますようお願いいたします。

✓ 高圧・特別高圧で連系する場合

高圧・特別高圧においては、申込みに先立ち接続検討が必要であることや、申込み後の技術検討に時間を要することから、低圧発電設備と比較し接続契約締結までに相当の期間を要しますのでご了承ください。

なお、接続検討申込から接続契約締結までの標準処理期間は、8～9ヶ月です。

<留意事項（低圧、高圧・特別高圧共通）>

※申込み内容により標準処理期間は異なります。

※申込み内容や必要書類に不備がある場合は受付できません。

※既に申込済、接続契約締結済であっても、当初の申込み内容を変更する場合、改めて技術検討や再接続契約が必要となり、資源エネルギー庁が定める接続の同意を証する書類の提出期限までに接続契約が出来ない場合がありますのでご注意ください。

以 上

<当社からのお願い>

お申込みの受付進捗状況は「インターネット低圧託送工事申込（たくそう君）」へログイン後、「工程照会」画面からご確認ください。

ブラウザの「戻る」「進む」「更新」ボタンは使用しないでください。正常に処理が行われない場合があります。

インターネット申込画面



閉じる

ブラウザの「戻る」「進む」「更新」ボタンは使用しないでください。正常に処理が行われない場合があります。

申込メイン画面

本日のお申込みに対する標準工事日は、外線工事不要分は08月21日、外線工事必要分は09月26日となります。

なお、標準工事日は、目安の日であり天候等によっては、接続供給開始が遅れる場合がありますので予めご了承ください。

